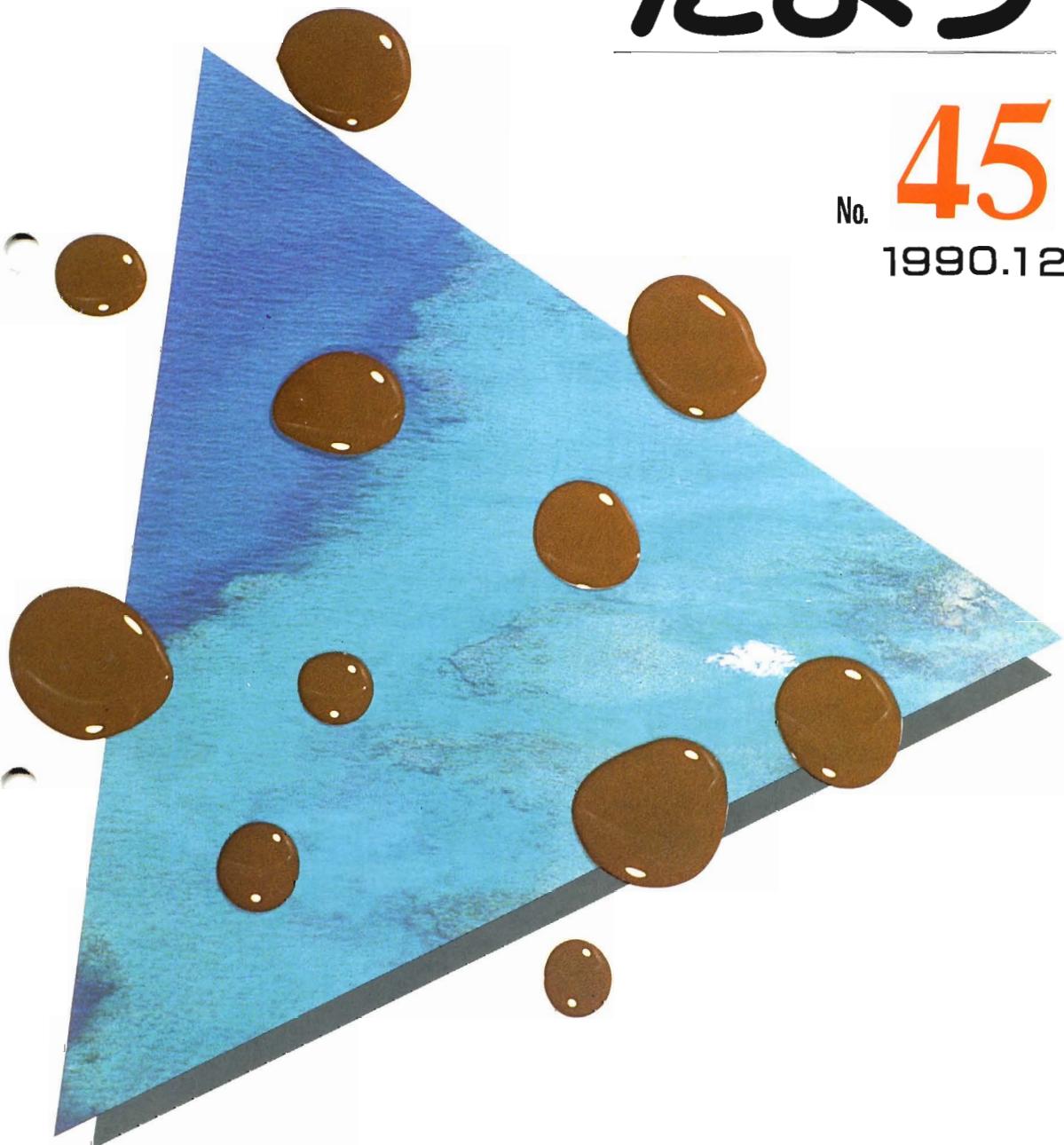


油濁基金 だより

No. 45
1990.12



財団法人 漁場油濁被害救済基金



平成 2 年 7 月、沖縄県西表島南風見田海岸に幅 30m
距離約 3 km にわたり漂着した大量のオイルボール

目 次

(寄稿)

消費者の部屋——特別展示「漁場環境の週」について

水産庁漁場保全課／鉢木和三・豊田敏嗣 1

(随想)

油濁基金への想い出

(財)協同組合経営研究所／浜崎礼三 5

(基金記事)

1 原因者不明の漁場油濁被害対策ガイド（その 3） 8

2 中央審査会の動き 12

3 グラビア特集 いつまで続く油濁被害 16

4 第10回豊かな海づくり大会について 18

5 評議員の委嘱について 25

6 中央審査会委員の委嘱について 25

7 地方審査会委員の名簿 26

(官庁等人事異動) 32

(編集後記)

(人物紹介) 島根県漁連指導部漁政課／小谷考二

消費者の部屋特別展示「漁場環境の週」について

水産庁漁場保全課海洋漁場保全調査官 鈴木和三

課長補佐（指導班担当） 豊田敏嗣

1. 展示の目的

水産庁では、8月20日から30日まで農林水産省消費者の部屋で「漁場環境の週」を設け、「子供達にきれいな海を残そう」をテーマとしてパネル等の展示を行いました。

「消費者の部屋」は消費者に対し、農林水産業と農林水産行政のPRを目的として設置されたものです（昭和59年開設以来55万人余が来訪）。

近年、外国200カイリ水域などでの遠洋漁業に対する規制が強まり、我が国沿岸の漁場を有効に利用しなければならなくなっています。漁場の良好な環境を守ることは、以前にもまして大切になっています。

しかしながら、沿岸漁場の環境をみると、公害による被害額は減少傾向にあるものの赤潮発生の広域化、プラスチック類を中心とするゴミの増加等新たな問題が発生しています。

このようなことから、一般の方々に漁場環境の現状とその保全の重要性を知っていただくため、展示を行いました。今回の展示にあたり油濁基金を始め多くの関係者の協力を得ました。厚くお礼申し上げます。



2. 展示の内容

(1) 赤潮

展示では、瀬戸内海で発生した赤潮の航空写真や赤潮の発生メカニズムをパネルで示すとともに、赤潮の原因となる生きたプランクトンを顕微鏡で拡大してテレビ画面に投影したものを見学していました。特に、赤潮が海を真赤に染めている場面には来訪者の多くが驚いたようでした。

本年は、従来殆んど発生しなかった八代海に、シャトネラ赤潮が発生し被害額は、10億円を超すとみられています。

水質は現在、公害が大きな問題となつた昭和40年代からみると大分改善されているとみられます。しかし、全国的な水質環境基準の達成状況は、74%程度にとどまりまだまだ努力が必要といえます。

近年は海洋汚染のもととなる廃水は過半が生活系排水となっています。そのう

ちでも一番の汚染の原因となっているのは合成洗剤であるため全漁連は全国津々浦々で、その使用をやめ天然油脂石けんを使うべく運動をしています。今回の展示には、この運動も紹介しましたが、展示された石けんに対する関心は非常に高く、どこで手に入るか等質問が相次ぎました。

(2) 油 潬

昨年3月、アラスカ湾でスーパータンカーエクソン・バルディーズ号が暗礁に乗り上げ4100万リットルの原油が流出したため、多くの生物を死に至らしめるとともに漁業も長期にわたって休止を余儀なくされました。

また、本年1月京都府丹後半島沖でリベリア船籍の貨物船マリタイム・ガーデニア号が座礁して、燃料油が多量に流出しました。油は、丹後半島にとどまらず若狭湾内の広範囲に亘り沿岸漁業に大きな影響をもたらしました。

今回は、これら事故のパネルや廃油ボールの実物、オイルフェンス、吸着マット等を展示しました。廃油ボールの実物は、あまり目にすることはないだけに関心が集まっていました。

事故の際の現実の対応は、オイルフェンス等の資機材を用いたり、ひしゃくでさくう等人海戦術に頼らざるを得ない実状にあることに、関係者の苦労を身にみて知らされたようでした。

なお、水産庁では平成3年度に油流出

対策の一つとして油を分解するバクテリアを利用して油濁清掃及び除去技術の研究開発を行うべく予算要求をしています。



(3) 海洋廃棄物

現在、我が国の沿岸漁場には、ビニール袋等生活廃棄物を中心とした様々なゴミが堆積して底曳網漁業の障害になったり、釣り糸の根がかりにより漁場が荒廃する等の問題が起っています。

このため、底曳船を利用したゴミの清掃や潜水して釣り糸を除くクリーンアップ事業について助成を行っています。

漁場環境を改善するためには、漁業者はもちろん遊漁者さらには、国民全体の協力をお願いしたいと思います。

なお、昨年有明海沿岸4県の各市町で「有明海クリーンアップ作戦」を実施したところ、ゴミの回収量は4トントラックで735台になったとのことです。

また、水産庁は現在、北太平洋を中心に海上漂流物の分布実態調査を行っています。分布は全域に亘っていますが、発見されたもののうち過半数をプラスチック類が占めていたことは注目されます。また、ハワイ北東沖に集中する海域があ

ことが分かりました。

他方、駿河湾の水深1300mの海底にもビニール類が発見された例もあります。

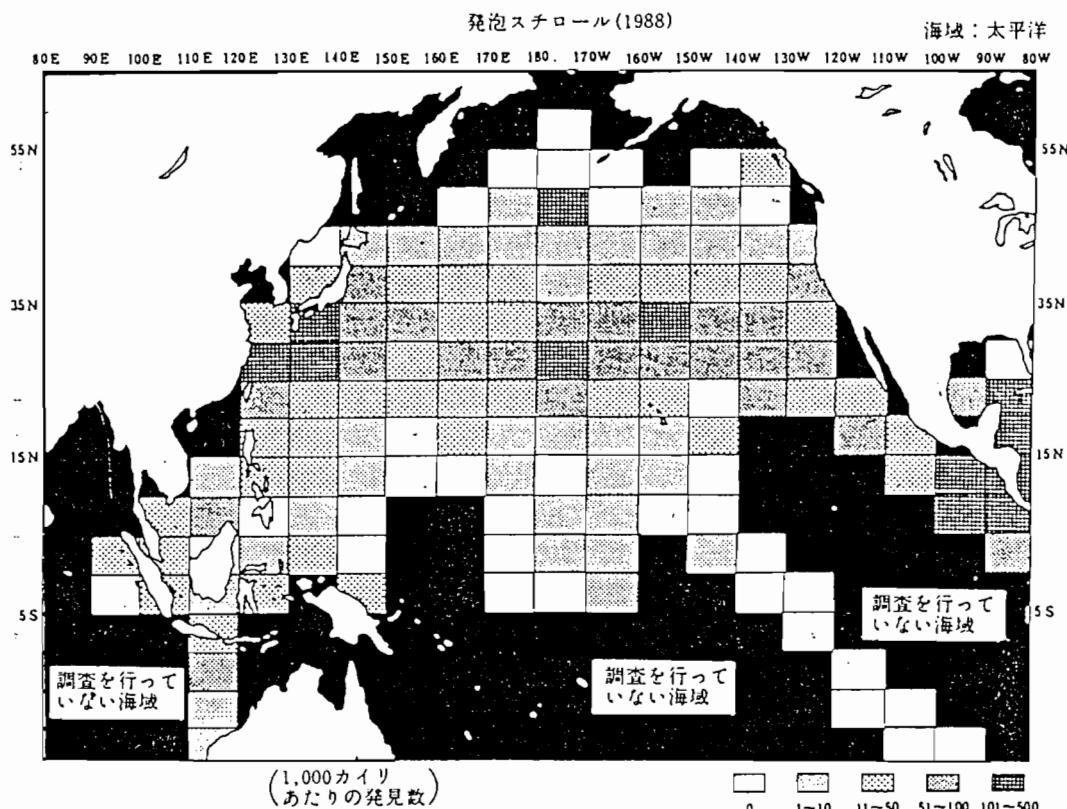
ビニール袋等プラスチック類をカメや深海のミズウオが飲み込んでいることも分かっています。

なお、日本の奥深い河川の上流で捨てられたゴミは、いつかは海へたどりつき、あるものは海底に、あるものは黒潮に乗っ

てハワイ沖まで達するといわれています。

展示は、これらのほか釣り糸等に応用するためのバイオプラスチック（分解するプラスチック）の開発状況や浜での釣団体による清掃の様子をパネルで展示しました。

また、海底から回収された釣り糸等ゴミのかたまりを展示したところ皆さんの印象に強く残ったようでした。



3. アンケート概要

期間中、比較的地味な展示であるにもかかわらず2816人に来場していただき、関係者としては望外の喜びでした。反響が予想外に大きく皆さんのがいかに環境問題に関心をもっているかを知らされた次

第です。

来場者にアンケートを行いましたが、2510人から回答をいただきました。その結果をみてみましょう。

①性別では、8割が男性でした。場所がら霞ヶ関周辺の人が多いためと思われ

れます。

②年令は、50代が3割、次いで40代、30代、20代の順でした。

③水質汚染の過半は、生活排水に起因することを知っている人は8割にも達しました。

④家庭で生活排水ができるだけきれいにする工夫をしているかについては、6割の人がしていると答え、どのようにしているかは、「油を流さないようにしている」が全体の3割、「石けん、無りん洗剤を使うなど洗剤の使用に気をつけている」、「調理くずを流さないようにしている」がそれぞれ2割と様々な工夫をしていることが分かりました。

⑤水産庁が海中のゴミ回収に助成していることを知っていた人は全体の4割にも達していませんでした。もっとPRが必要のようです。

⑥釣りや海水浴に行ったとき、ごみは持ち帰るなどきちんと処理している人は全体の9割あり相当意識が高いことが分かりました。

⑦この展示に対する意見、感想では「良い企画である。参考になる（海洋汚染の状況、防止の努力がわかった。海を汚さないようにしたい。）」が大変多く、「説明をもっとくわしくすべきである（汚染の実態について具体的なデータが欲しい。）」、「漁場の環境保全についてもっとPRすべき（デパートなど一般人が来やすいところでも展示を行うべきで

ある。頻繁に展示をして欲しい。）」も多數ありました。

今後、私達としてはアンケートの調査結果も踏まえて漁場環境の実態をもっと多くの人に知っていただくとともに、その改善のために一層の努力を行っていきたいと思います。皆さんの御協力をお願い致します。

油濁基金への想い出

(財)協同組合経営研究所

浜崎 礼三

早いもので、全漁連を離れ、従って油濁基金にもお別れしてからすでに4ヶ年半程経過した。この度“油濁基金だより”に何か書いてほしいというお話があり、薄れがちな記憶を呼び起しながら拙文をしたためさせていただくこととした。

(1) 設立前後の想い出

私は昭和45年当時から一貫して全漁連の公害問題担当部長を勤め、従って48年当時から具体化したこの油濁基金の設立問題（原因者不明の油濁被害救済制度の設立問題）には当初からタッチさせていただいたということになる。ご存知のようにこの基金は、昭和50年4月から暫定制度として一応発足し、2ヶ年の討議検討の期間を経て昭和52年7月新制度として発足した。

その前後今考えてもよくまあ色々と立て続けに起ったものだと思うほど、大きな公害問題（事故）が連続して発生した。その若干を思いつくままに書き並べてみても、昭和47年瀬戸内海の養殖ハマチ赤潮被害事故、48年水銀・P C B問題、その年末から中東動乱による第一次石油ショック、49年になって「原子力船むつ」問題、その年末の三菱石油水島事故という具合である。さらにこれに前後して各種のタンカー事故、油濁事故である。そして石

油ショックはとくに別格としてもその殆どがノウハウが確立していない課題であつただけに対応への苦心は政府も漁協系統も一方ならぬものがあつたことは云うまでもない。

ようやく赤潮被害については、昭和49年の「漁業災害補償法」の改正によって漁業共済制度の枠内という制約はあるにせよ、赤潮特約として、まがりなりにも救済対策がとられたが、原因者不明の油濁被害の救済対策の制度化は容易なことではなかった。

それこそ世界で他に例を見ない対策、制度化であり、暗中模索もいいところであった。それは被害者としての漁業者を中心として、タンカー、一般商船等の運輸業界、精油所等石油業界、その総本山としての経団連、運輸省、通産省等の関係省庁さらに地方自治体、まことに関連するところは多く、交渉相手としていずれも大きな存在であった。

その間、今想い起すと①漁場保全課を主体とする水産庁、②各県漁連、③全漁連の三者のチームワークよくお互いに連携協力しあって努力したことがその目的達成に大きく寄与したのではないかと思われる。とくに水産庁漁場保全課の歴代課長、担当者の筆舌につくしがたいご努

力には頭が下がる想いである。また自民党水産部会小委員会の存在は、とりまとめ役としてまことに大きい役割を果たした。政調担当職員の好意のこもった努力も忘れない。そして県漁連サイドとして多くの方のご協力をいただいたが、とくになくなられた前の兵庫県漁連山田会長が多くの漁協組合長とともに陳情活動に何回となく上京された姿が眼に浮び、ご一緒に関係官庁を回ったことも今や悲しい想い出となった。

そして暫定措置によって一応(勘)油濁基金が発足し、新制度に移るまでの2ヶ年もまことに忙しい2ヶ年であり、この間暫定措置として発足した基金の役職員の方々の努力も大変なものがあった。発足早々から起った油濁事故の処理、新制度へ向けての理論的検討、協議の場の設営等々である。まことに走りながら考えるというのがその実態であった。

いずれにしても、多くの事故に刺激され、日本のような漁業、とくに沿岸漁業が盛んで、同時に石油等エネルギーを大量消費する国において、多くの人の努力に支えられてこの油濁被害救済制度は発足した。それこそ「天の時、地の利、人の和」という三要素によるものであった。

(2) この制度は多くの人に喜ばれた。

その当時、関係者の中にもこの制度がほんとうにできるか、どうかという点については半信半疑の人も多かったようと思う。それもある意味では無理ないこと

であった。とにかく世界で初めての物的被害に対する救済制度（健康被害救済制度はすでに発足していたにせよ）であったからである。それだけにこの制度ほど思いがけない喜びをもって現地の漁業者をはじめとする関係者に迎えられた制度は珍しいのではないかと思われる。その点は、この制度が発足して10数年経過してなおかつ、県魚連担当者の方達がこの“油濁基金だより”に寄稿している隨想・感想に生々しく語られているところである。まことにこの制度はある県連専務の言葉によれば“漁業者の気持にぴたつくる制度”だということなのであろう。

そしてまたこの制度ができていなかつたならば、漁協・漁連は、そして市町村・県、さらに政府も、どこに向けたら良いのかわからない漁業者の怒りの前に、その対応に苦慮する事態が続いたであろう。

改めて制度発足にご協力いただいた関係業界にも敬意を表するところである。

(3) 今後の方向をどう考えるか

しかし、制度はできてしまうとそれが当たり前ということになり、それが良い制度であればそれだけそこに安住してしまうということになる。それはこの油濁基金制度に限らず、よくありがちなことである。

“変革をおそれる組織に発展はない”と云われる。それはまた組織を制度と云い換えることも許されるところであろう。しかしながらこの点についても仲々に云

うは易く、いざ実行ということになると余りにも多くの困難がつきまとつ。それは最初に述べたように、この制度発足の段階で、多数の関連業界、関連省庁間の調整、とりまとめに全力をつくし、さながら芸術品とでも云うべき精ちな仕組みをつくりあげただけに極めてテクニカルな問題は別として、その制度変革ということになると、手直しはまた別の部門の不整合を招き、また関連業界・省庁の了承をとりがたいということも当然予想されるがためである。

またこの制度の抜本的変革ということとなるとこれまた容易ではあるまい。本年勃発した京都府沖のタンカー事故、それによる漁業者の精神的不安・物的被害等をみると、漁協系統はそれなりに対応しているが、これが制度として救済の仕組みが可能となれば、それは大きな前進であることは間違いない。この問題は基金発足時においても大きな懸案事項であったが、いざ実施に当たってはその必然性に対する理論的検討という段階から仲々に容易でないことも自明の問題である。

いずれにしても、地球環境汚染という課題が世界的にクローズ・アップしていくとき、油濁という大きな課題についてノウ・ハウを蓄積してきた油濁基金がそれをどのように活かし発展させるかという課題が今後に課せられた責務であろう。

この制度に対して強い想い出を持つ者

として、基金役職員の皆様、関係者の皆様の一層のご健闘をお祈りして拙文を終らせていただくこととする。

原因者不明の漁場油濁被害対策ガイド（その3）

（その1）はじめに・油濁被害の発生状況

（その2）油濁事故の処理方法

（その3）被害救済の算定、申請及び認定の仕組

3. 被害救済の算定、申請及び認定の仕組

事故発生地域に係る県漁連より通報を受けた油濁基金は、原則として役職員を現地に派遣して、現地調査、被害額の算定、救済申請の事務処理等に関し、直接、漁協や県漁連の指導に当たる。

その後引き続き、これら諸対策の実施について、現地の漁業の実態に詳しく漁協を指導する立場にある県漁連等とも十分協議し、事務委託などするとともに、都道府県及び市町村等の公的機関の協力を得て認定事務を行っている。

被害額については、本制度の関係者の意向が反映されるよう拠出団体関係者、漁業関係者及び中立の学識経験者からなる委員により構成される中央・都道府県漁場油濁被害等認定審査会（以下、「中央」・「地方審査会」という。）において厳正なる審査が行われ、その結果を基に油濁基金が公正に認定している。

（1）救済の対象となる被害の種類

救済対象としては「漁業被害」と

「防除・清掃」がある。

「漁業被害」とは、漁場油濁に起因

する①養殖に係わる水産動植物及び漁獲物の汚染、死亡、生育の異常にによる損失、②漁船、漁具及び養殖施設の損傷及び汚染による損害、③漁業の操業の不能による収入の減少、④漁業種類及び漁場の変更による収入の減少の損失等である。

ただし、二次的被害や少額被害（1事故50万円未満）は救済の対象としない。「防除・清掃」とは、漁場油濁の拡大の防止・油の除去及び汚染漁場の清掃・復旧に要した費用のことである。

ただし、油濁基金が定める労務費、用船費の平均単価を上回る部分等については、これを救済対象としない。

表8 原因者不明油濁事故の対象とする被害

救 済 金 (漁 業 被 害)	救済対象とする	<ol style="list-style-type: none"> 1. 生産物の被害 2. 漁船、漁具、養殖施設の被害 3. 休漁被害 4. 漁業種類及び漁場の変更による被害
	救済対象としない	<ol style="list-style-type: none"> 1. 被害対策の会議、交通、通信等の経費 2. 漁業被害による漁協の販売手数料等の減収 3. 風評による価格の低落被害 4. 後遺症（長期にわたる生育不良）被害 5. 1件当たり50万円未満の漁業被害 6. 被害救済の申請手続経費
	防 除 ・ 清 掃 費	<ol style="list-style-type: none"> 1. 油の漁場流入の防止に要する経費 2. 漁場に流入した油の除去に要する経費 3. 避難のための漁具、養殖施設の移動に要する経費 4. 漁具、養殖施設の付着油の払拭に要する経費 5. 岩礁への付着油及び漂着油の除去、海底沈下油の除去に要する経費 6. 回収した油汚染漁具等の運搬、焼却等に要する経費
		<ol style="list-style-type: none"> 1. 防除・清掃事業のための会議、交通、通信等の経費 2. 労務費、漁船用船費で全国統一単価を上回る経費 3. 被害救済の申請手続経費

(2) 被害額の算定方式

ア. 漁業被害額

被害額は、被害を受けた期間における被害なきれば得られたであろう生産額から、「未必経費」（その間に不必要になった経費）を差引いた額で算出される。

① 漁獲物・養殖生産物の被害額

$$\boxed{\text{被 害 数 量}} \times \boxed{\text{価 格}} - \boxed{\text{未 必 経 費}} = \boxed{\text{被 害 金 額}}$$

- 被害生産物の実数量
- 最近三ヶ年の平均価格
- 不必要になった生産必要経費
- 近傍類似漁場の生産数量
- 近傍類似漁場の価格
- 最近三ヶ年の平均生産数量
- 発生前一週間の平均価格
- 発生前一週間の平均生産数量

被害数量の確認は、原則として被害生産物の実数量の確認によっている。

なお、油濁により生産物の成長が阻害され、又は、死滅することにより生産量の確認が出来ない場合は、被害なきれば生産されたであろう数量を、近傍類似漁場の生産実績より推定する。

② 漁船漁業・採貝採藻漁業等の操業不能による被害額

$$\boxed{\text{推 定 漁 獲 量}} \times \boxed{\text{価 格}} - \boxed{\text{未 必 経 費}} = \boxed{\text{被 害 金 額}}$$

- 最近三ヶ年の平均漁獲量
- 同上
- 同上
- 無被害同種漁船の操業実績
- 坪刈り等による推定量

漁船漁業等の操業不能等による被害生産数量は、被害漁船等の被害期間中の過去における操業実績、あるいは同時期操業の無被害同種漁船等の操業実績から推定する。

③ 漁具被害額

$$\boxed{\text{被 害 数 量}} \times \boxed{\text{現 有 価 格}} = \boxed{\text{被 害 価 格}}$$

- 現認数量
- 残存価格

イ. 防除・清掃費

防除・清掃費は、油の除去及び清掃等に実際に要した労務費、資材費及び作業用の漁船用船費等である。

$$\boxed{\text{労務費}} + \boxed{\text{漁船用船費}} + \boxed{\text{資材費}} = \boxed{\text{防除・清掃費}}$$

・上限設定 • 上限設定 • 実費

① 労務費・漁船用船費の支払の上限

防除・清掃費として支払われる額は、防除・清掃に実際に支出された経費と、油濁基金が中央審査会の審議を経て決めておく額のいずれか低い額とする。

② 労務費・漁船用船費の上限の設定方法

労務費、漁船用船費の設定に際しては、農林水産省等発表の公的資料を使用しており、その上限が決められているため、地域、漁期等によりかなり低くなっていることもある。

(3) 被害救済の申請及び認定の仕組

ア. 被害救済の申請

被害救済の申請は、漁協から県漁連を通じて油濁基金になされることになっているが、その際、油濁基金から申請の内容が妥当かどうかの検討・指導が行われる。申請書の写しは都道府県当局へも提出される。

イ. 油濁基金による被害額の認定

被害額の認定は、被害漁業者からの被害救済の申請に基づき油濁基金が行う。

その認定に先立ち、油濁基金は、認定内容につき中央審査会に諮り、その審査を受ける。

ウ. 業務方法書・認定基準

救済すべき被害の種類、原因者の究明、及び現地調査等認定に当た

り必要な枠組については、油濁基金の寄付行為により定められている業務方法書で規定している。

また、具体的な被害額の認定の基準については認定基準によることとしているが、その運用に関し必要な事項については、中央審査会に諮って決定している。

エ. 中央審査会・地方審査会

中央審査会は審査の厳正、中立、公正を図るため、拠出関係者4名、漁業関係者4名及び学識経験者4名の委員から構成されている。

なお、被害の規模が大きい場合や被害内容が複雑な時は、前もって中央審査会と同様、各関係機関代表の構成委員からなる地方審査会を開き、現地調査、基礎資料の収集・検討を行い、その結果を中央審査会へ反映させる。

中央審査会の動き

○平成2年度第2回中央審査会

平成2年7月26日、本年度第2回中央審査会が開催され、青森県大畠地区等5件の漁場油濁被害額の審査が行われた。

今回、上程された案件は、防除清掃関係のみのもので、次のような点などについて質疑応答があり、審議検討された結果別表（その1）のとおり認定された。

(1) 青森県大畠地区について、①汚染網

の交換、洗浄・払拭を行っているが、防除清掃だけで漁具の被害はなかったのか。（汚染網は現場で予備網と交換し、陸上で洗浄して再使用しているので漁業被害はなかった。）②給餌できない程の油膜があって、魚への被害はなかったのか。（今回は、とくに成長が阻害されるとか、油臭など、魚の被害はなかった）③油膜発見時に弱い西南西の風があったようだが、風向とは逆に港内に油が流入しているのは何故か。（この地区のように、場所によっては、油膜の流れは風よりも汐流の影響を強く受ける場合がある）

(2) 鹿児島県種子島西之表市漁協の作業用資材類は手袋代だけしか請求されていないが他の資材はどうなっているのか。（袋類は各自が古いビニールの肥料袋等を持ち寄り、回収油を燃す時の

助燃材は灯油等を使わず海岸のゴミ等と一緒に燃やしている。）

平成2年度第2回中央審査会工程分（その1）

県・地区名	発生年月日	発生場所	関係漁協	主な被害内容	認定		被害状況
					漁業被害	防除清掃	
青森県 大畠地区	H 2. 4. 2	大畠町漁協漁港 沖合200m(東側)	大畠町漁協	防除清掃	一円	552,863円	さけ、銀ざけの蓄養施設を汚染
沖縄県 本部地区	4. 9	本部漁協地先海岸一帯	本部漁協	"	—	3,397,190	・漁船の揚げ降し、漁網の天日干しに支障 ・もづく養殖、刺網、小型定置に被害の恐れ
鹿児島県 種子島地区	4. 23	西之表西海岸一帯	西之表市漁協	"	—	2,785,020	磯建網や根付資源に被害の恐れ
沖縄県 粟国島地区	4. 27	粟国村南・東地先海岸	座間味村漁協	"	—	85,506	・漁船の揚げ降し、漁網の天日干しに支障・定置網、建網等に被害の恐れ
鹿児島県 種子島地区	5. 10	西之表市東海岸一帯	西之表市漁協	"	—	2,966,500	とこぶし、てんぐさ、ふのり等の磯根魚場に被害の恐れ
					防除清掃5件	9,787,079	
	計						

○平成2年度第3回中央審査会

平成2年10月18日、本年度第3回中央審査会が油濁被害地域（青森県下北半島地区）の現地視察を兼ねて、北海道函館市で開催された。

上程された案件は、沖縄県西表島地区等防除清掃関係のみのもの3件で、次のような点について質疑応答などがあり、審議検討された結果別表（その2）のとおり認定された。

- (1) 「原因者について調査中」というのは、どのような状況なのか。（原因者の究明について海上保安部署に問い合わせても、「原因者は不明である」とか「捜査を打切った」という返事がないものは「調査中」という処理をしている）
- (2) 原因者が判明して、救済金を基金に返した例はあるか。（救済金を送金した後、油を流した船が検挙されたため、漁協の段階で配分をストップしたが、裁判の結果、漁場に流入した油が、当該船のものと特定されず、結局は救済した例がある。その外、原因者不明の油濁被害として、地方審査会の検討を終了した段階で犯人が判明した例がある）
- (3) 発見日から作業着手まで、かなり日数がかかっているものがあるが、緊急性に問題はないか。（公共機関等関係機関による現場の確認や作業従事者、資機材の手配等に時間がかかる場合が

ある。又、海岸に漂着したオイルボールの場合は、液状油のときとは緊急度が異なり、再流出して漁業に悪影響を及ぼしたり、溶解して生産活動に支障をもたらすことのないよう、現場の状況をよく把握したうえで、できる限り早く作業にとりかかることとしている）

平成2年度第3回中央審査会 上程分（その2）

県・地区名	発生年月日	発生場所	関係漁協	主な被害内容	認定		被害状況
					漁業被害	防除清掃	
沖縄県 西表島地区	H2.7.13	西表島南部海岸 (南風見田海岸)	八重山漁協	防除清掃	一円	1,146,240円	軟らかいオイルボールが多量に漂着、再流出して、もづく、ひとえぐさ等に被害の恐れがあり清掃した。
東京都 大島地区	2. 7. 14	差木地漁協地先海岸	差木地漁協	"	—	1,277,900	オイルボールがゴミと共に漂着、てんぐさ、とさかのり、貝類等に被害の恐れがあり清掃した。
沖縄県座間 味島地区	2. 7. 20	座間味島地先海岸	差間味漁協	"	—	123,840	やや硬いオイルボールが漂着、再流出して、うに、もづく漁場に被害の恐れがあり清掃した。
計					防除清掃3件	—	2,547,980
累計					漁業被害0件	—	12,335,059

グラビア特集

いつまで続く油濁被害…



海中より拾い上げたオイルボール

(平成元年5月20日)

沖縄県池間島地区

オイルボール漂着調査より)



銀ざけ養殖いけすに廃油が流入

(平成2年4月20日)

青森県大畠地区の事故より)



汚染されたいけすの網替作業

(同上)



汚染した支桂竹の払拭作業
(昭和63年6月19日
千葉県木更津市金田漁協のり漁場に重油が流入した事故より)



水分を含みムース状の流出油のヒ
シャクによる回収作業
(平成2年1月発生
京都府伊根町沖
マリタイム・ガーデニア号流出
事故より)
写真提供：海上災害防止センター



廃油が体に付着して死んだ海鳥
(同上)
写真提供：京都府

第10回豊かな海づくり大会について

本基金もその構成メンバーとなつてゐる「豊かな海づくり大会」推進委員会が中心となって「第10回豊かな海づくり大会」が、平成2年7月22日青森県三沢市において天皇陛下ご臨席のもと盛大に挙

行されました。

この大会において、本基金事業と密接な関連のある漁場保全部門で大会会長賞他を受賞した3団体の功績の概要をここに紹介します。

大会会長賞

愛知県 蒲郡市漁業振興協議会

蒲郡市形原町港町156番地

(功績の概要)

蒲郡市漁業振興協議会は、蒲郡市内の漁業協同組合の緊密な連携と漁業知識、技術改良及び漁業経営の近代化を推進するとともに漁業環境の保全を図るために、昭和41年10月26日に設立され、蒲郡市の漁業振興発展に中心的な役割を果たしている。

地区的漁業種類は、採貝、のり養殖、小型機船底びき網漁業等である。

生活基盤としての漁場を守るため、昭和46年度から漁場清掃事業、昭和57年度から漁場クリーンアップ事業として規模を拡大し、海浜清掃事業と漁場清掃事業を充実して漁場の環境保全、環境美化のため積極的にとりくんでいる。

また、この地先海面は湾奥部の閉鎖性水域で、生活雑排水による富栄養化が進

み、アオサが異常繁茂し、漁場環境が悪化しているので、昭和50年度から本協議会が中心になり、ブルドーザー等による除去を図ってきた。56年度より、蒲郡市の全面的協力を受け、アオサ清掃船を建造し、除去作業を行い漁場環境の保全に大きな役割を果している。

また、市農林水産祭において市民に対し漁場環境の保全を訴え、合成洗剤追放等についての啓蒙普及にも務めている。

1. 漁場クリーンアップ事業による海浜清掃、漁場清掃の実施

漁場清掃事業（小型底引き網漁船にて海底清掃）は昭和46年度から県補助金を受けてスタートし、昭和57年度から漁場クリーンアップ事業として昭和62年度まで5組合（西浦・形原・竹島・三谷・大塚漁協）で行い昭和63年度からは、大塚

漁協の解散に伴い、4組合で実施している。平成2年度においても、海浜清掃事業、漁場清掃事業を実施する予定である。

最近3ヶ年の実績

事業名	区分	昭和62年度	昭和63年度	平成元年度
海浜清掃事業	事業費	524千円	524千円	524千円
	参加人員	290人	232人	232人
	廃棄物処理量	48.6トン	45.8トン	59.6トン
漁場清掃事業	事業費	1434千円	1434千円	1434千円
	参加人員	244人	244人	232人
	廃棄物処理量	16.5トン	42.8トン	45.3トン

2. 清掃船等によるアオサ除去事業

地先海面は湾奥漁場であり、工場排水、生活雑排水等により富栄養化が進み、アオサが異常繁茂し、夏季に枯死してアサリ漁業に大きな被害を及ぼしている。また、当地域は観光地でもあるため、アオサの腐敗臭が観光にも影響を与えていた。昭和50年度からトラクター、ブルドーザーにより、海底耕うん整地を実施し、アオサを海底を掘り埋め込むアオサ除去作業を実施し、また、56年度には蒲郡市等からの補助を受けてアオサ清掃船竹島丸(3.29トン)を建造し、漁場環境の保全に大きな役割を果たした。さらに、平成元年度には、事業の充実を図るために新たにアオサ清掃船蒲郡丸(11トン)が建造され、アオサ除去事業を蒲郡市の全面的な協力を得て強力に推進しているところである。

清掃船による処理方法

① 竹島丸の場合

竹島丸はアオサがアサリ漁場の沖合に堆積が目立ち始めると、大潮時3～4人の会員で運航し、アオサ除去器を曳航して、アオサを干潟上に集積した後、干潮時にブルドーザーでトラックに積みこむ。

大潮時ののみの清掃となり、1日2～3時間の稼働で最大40トン(湿重量)程度の除去となる。

② 蒲郡丸の場合

蒲郡丸はアオサの堆積が多い地点に会員3～4名で運航し、船に装備したベルトコンベアを海底に下し、海水と共に船上の網籠(1×1×1m)に汲み上げ、帰港後、クレーンにてトラックに積みこむ。

1日2～3時間の稼働で最大50～60トン(湿重量)程度の除去が可能である。

3. 合成洗剤の追放、漁場環境保全に関する啓蒙普及活動

漁場クリーンアップ事業として「漁場はみんなの力でクリーンアップ」の横断幕の設置、「海や川をきれいに」をキャッチフレーズとした帽子等の配布を実施している。又、蒲郡市農林水産祭においては「市民の海を守ろう」というPR活動の中でアオサ除去事業、合成洗剤追放等

について啓蒙普及（パネルの掲示、チラシの配布）をはかっている。

また、漁協婦人部においては、合成洗剤追放運動の一環事業として、各家庭から出る食用廃油を収集し、天然石けんの製造を行い、作った石けんを地区住民に配布するなど、市民に対しても漁場環境の保全を呼びかけている。

天然石けんの経年配布数量

年度	56	57	58	59	60	61	62	63	元
固形	180個	178	143	137	128	159	168	157	152
台所用	441本	437	351	337	314	390	414	403	373

農林水産大臣賞

青森県 野辺地町漁業協同組合

上北郡野辺地町字野辺地478

（功績の概要）

野辺地町漁業協同組合は、下北半島の付け根部の陸奥湾側に位置し、水揚の八割以上がホタテガイ養殖による組合である。

当組合では古くから、ホタテガイの採苗、中間育成、稚貝放流に取り組んでおり、また近年はサケ、ニシン、クロソイ、ヒラメ等の種苗放流やナマコの採苗試験

を行う等、栽培漁業の推進に積極的に取り組む一方、漁場環境の保全に永年努めてきた。

1. 漁場・海浜の清掃活動

当該漁協では、漁場環境の保全を図るため、長年、漁場内の海浜のビニールや空き缶等の生活廃棄物の清掃作業を実施するとともにゴミの持ち帰り運動等の啓蒙普及活動を展開している。

漁場清掃については、地まきホタテガイの採捕期間中、桁網に入るビニール類、缶類等のゴミを毎日回収しているほか、毎年7月20日の「海の記念日」には、漁協が主体となり地域住民の協力も得て、海浜清掃を行い、全海岸線のゴミの回収に努めている。

また、啓蒙活動としては、立看板の設置を行いゴミの持ち帰りを啓発するほか、漁協機関紙を利用し漁場保全に関する意識啓発に務めている。さらに、婦人部が中心となり昭和51年から展開してきた合成洗剤追放運動により、無リン洗剤の使用の定着化が進んでいる。

一 斎 清 掃 の 実 績

年 度	漁 場 清 掫		海 浜 清 掫	
	延隻数	ゴミ量	延人数	ゴミ量
57年	315隻	79 m ³	970人	106 m ³
58	970	240	1,010	150
59	847	130	1,130	170
60	248	25	600	40
61	122	37	650	40
62	123	43	580	30
63	124	30	400	15
元	123	14	380	15

2. 外敵生物の駆除活動

ホタテガイは、採苗時及び地まき放流後にヒトデの食害を受けることから、昭和40年代の前半からヒトデの駆除に努力しており、地まき放流前に漁場の耕うんとヒトデの駆除を目的として桁網による清掃作業を実施するとともに、ツブ籠を利用しヒトデの駆除を行っている。

また、ホタテガイ養殖に伴う養殖籠の掃除の際や、ホタテガイの出荷時に排出されるムラサキイガイ、群体ホヤ等の付

着物の海洋投棄を防止するため、回収の上、町の処分場に埋設処理している。

さらに、当該漁協はナマコやトゲクリガニの生産地として著名であるが、近年生産量が減少傾向にあることから、研究会と一緒に、天然採苗や中間育成試験等を行いナマコ漁場等の保全に取り組んでいる。

野辺地町漁協ヒトデ駆除実績

年	操業日数	ヒトデ数量	備考
5 7	延日	20t	
5 8		80	
5 9		40	
6 0	—	—	58年産稚貝放流を行わなかったことから未実施
6 1	85	110	
6 2	59	90	
6 3	46	50	
元	72	110	

水産庁長官賞

岩手県 小子内浜漁業協同組合婦人部

九戸郡種市町大字小子内第3地割2番地

(功績の概要)

小子内浜漁協婦人部は、長年にわたり、海の環境を守る運動を、漁協と一体となり、積極的に展開している。

合成洗剤による漁場汚染を防ぐとともに、人体に対する影響から家庭を守るために昭和49年度から婦人部自らの活動として合成洗剤追放運動を行っている。

運動は、勉強会、生物実験、広報による徹底、石鹼の手作り等、地道ながらも着実に推進されており、平成元年度の石鹼使用量は2,900kgを超えるまでになっている。

磯掃除についても、昭和50年から全部員総出で行っている。さらに、昭和63年

から船揚場の掃除も行っている。

これらの運動の成果は、主要生産物であるウニの水揚げが、県下においては年による変動が大きいものの、当漁協においては安定した水揚げで推移していることにも表れている。

1. 石鹼使用運動（合成洗剤追放）

ア 昭和49年度から、合成洗剤を追放し、石鹼の使用向上を図る運動に取り組んでいる。

イ 運動の推進を図るため、合成洗剤による漁場環境及び人体に及ぼす影響について勉強会を持ってきており、現在は年2回全部員が参加して実施している。

ウ これまでの勉強会の中では、テキストによるものばかりでなく、金魚を対象として石鹼水と合成洗剤との比較試験を行うなど、合成洗剤が魚貝類に及ぼす影響について認識を深める努力をしている。

エ 県民生活センターや全国組織の石鹼運動連絡会などに出かけ勉強を重ねており、これらにより得られた情報を隔月の婦人部広報に掲載するとともに号外も発行し、さらに地域毎の会合がある場合には説明会を開催するなど、「合成洗剤追放・石鹼使

用」の啓蒙に努力している。

オ 台所廃油を利用した石鹼作りも進めてきている。

カ 石鹼の販売は、18名の班長（毎年度交替制）の自宅に在庫してもらい、年4回定期的に頒布している。

キ 以上の啓蒙活動や石鹼販売の実践により、石鹼の使用利用は急激に増加し、平成元年度には2,947kgとなっている。

また、漁場環境についても、ウニの安定的生産が維持されるなど運動の成果を認められている。

○石けん使用量の推移

昭和53年度	128kg
54	1,084
55	726
56	406
57	1,480
58	2,133
59	2,099
60	2,389
61	2,355
62	2,424
63	2,507
平成元年度	2,947

○ウニ水揚げ実績の推移（むきみ）

年 度	当 漁 協	全 県
昭和53年度	7,523kg	327,430kg
54	7,667	299,191
55	6,419	196,272
56	6,625	169,810
57	7,127	236,917
58	6,852	230,252
59	6,212	64,017
60	4,458	192,011
61	4,951	170,816
62	6,078	241,868
63	6,532	231,123
平成元年度	6,408	175,654

2. 磯等の清掃活動

ア 磯清掃は、毎年ふのり・まつもの胞子の飛び終る5月に、婦人部全員により行われる。これは昭和50年度より行われているが、ふのり・まつもの投石を“つるさび”と称する棒の先がヘラ状の道具で削ることにより、磯やけの防止と翌年ふのり等の胞子がつきやすくすることを目的としている。

イ 海浜清掃は、毎年4月に婦人部員により行われる。ゴミは、発砲スチ

ロール、プラスチック、木片、空缶等が主で、このうち可燃性のゴミはまとめて焼却し、不燃性ごみはまとめて、処分するが、その量は毎年1~1.5トン程度となる。

ウ 船揚場清掃は、船揚場の斜路に海藻等が付着し、滑ってころぶ人があつことから始められたものであり、年に3回（4. 5. 7月）、婦人部全員で斜路の海藻を削り、また同時に付近の清掃を行っている。

(豊かな海づくり)



評議員の委嘱について

評議員

新	旧
高宮信夫	前田宏道
(社)日本船主協会	同左
法規専門委員会委員長	

前田宏道氏は、平成2年6月末をもって異動されたので、新任の高宮信夫氏を後任の評議員として委嘱した。

中央審査会委員の委嘱について

中央漁場油濁被害等認定審査委員

新	旧
岡部邦男	小林友次
(社)日本船主協会	同左
法規専門委員会委員	

小林友次氏の退職に伴う後任として、平成2年8月27日付で新任の岡部邦男氏を委員として委嘱した。

地方審査会委員名簿

任期満了に伴い、平成2年8月当基金理事長から委嘱された都道府県漁場油濁被害等認定審査会の委員（任期は平成2年8月1日～平成4年7月31日）は、次のとおりである。

（平成2年8月1日現在）

都県	氏 名	所 属 ・ 役 職 名
青 森	石 岡 勝 栄	青森県漁業協同組合連合会 専務理事
	高 杉 芳 晖	青森県信用漁業協同組合連合会 専務理事
	森 内 秀 曜	青森県漁業共済組合 専務理事
	渡 辺 幸 造	青森県水産振興会 常務理事
	秋 山 俊 孝	青森県水産部 次長
	関 野 哲 雄	青森県水産増殖センター 所長
	和 泉 四 郎	青森県環境保健部公害課長
	羽 賀 兵 吉	青森県商工会議所連合会 常任理事
	月 館 賢 太 郎	青森県石油商業協同組合 理事長
宮 城	田 沼 四 郎	東北電力(株)青森支店 支店長
	阿 部 國 夫	宮城県漁業協同組合連合会 会長理事
	星 郁 夫	宮城県漁業協同組合連合会 専務理事
	毛 呂 達 夫	宮城県信用漁業協同組合連合会 専務理事
	大 山 守 一	宮城県漁業共済組合 組合長
	藤 原 等	宮城県水産林業部 次長（技術担当）
	丹 野 重 雄	宮城県水産林業部 水産課長
	佐 藤 誠 一	宮城県水産試験場長
	西 澤 敏	東北大大学 名誉教授
千 葉	斎 藤 八 郎	宮城県商工会議所連合会 常任幹事
	佐 々 木 善 明	宮城県石油商業協同組合 海上部会幹事
	廣 部 富 雄	千葉県漁業協同組合連合会 常務理事
	布 施 博	千葉県漁業共済組合 常務理事
	安 田 昭	(社)千葉県漁業振興基金 前専務理事
	上 倉 一 宏	(社)千葉県漁業振興基金 専務理事
	小 澤 孝 好	千葉県水産部水産課長
	佐 藤 俊 輔	千葉県水産部栽培漁業課長
	川 名 久 雄	千葉県水産試験場長
吉 田 勇	吉 田 勇	(社)千葉県商工会議所連合会 専務理事
	深 見 渉	東京湾海難防止協会千葉県支部長
	白 鳥 真 一 郎	(社)京葉地帶經濟協議会 専務理事

都県	氏名	所属・役職名
東京	成沢 渉	東京都漁業協同組合連合会 会長理事
	津久井 清	港漁業協同組合 組合長理事
	小松三千夫	東京都漁業共済組合 専務理事
	草刈 正	東京都漁船保険組合 専務理事
	山田 尚良	東京都農林水産部水産課長
	三村 哲夫	東京都水産試験場長
	矢部 穎昭	東京都水質保全部水質規制課長
	小山 一実	東京商工会議所 中小企業相談センター課長
	笹野 好男	東京商工会議所 名誉議員 千歳商會社長
愛知	郷 良太郎	東京商工会議所議員 ニチエン化工社長
	長木 一	愛知県漁業協同組合連合会 会長理事
	木村 金雄	愛知県漁船保険組合 組合長
	高木 典生	(社)愛知県水産業振興基金 常務理事
	熊田 潮	愛知県栽培漁業協会嘱託
	中村 匡宏	愛知県農業水産部水産振興室長
	太田 力登	愛知県水産試験場長
	喜田 和四郎	三重大学生物資源学部教授
	古田 二朗	古田技術事務所 所長
福井	神谷 和樹	東海鉄鋼協会 専務理事
	宮本 厚士	出光興産(株) 愛知製油所副所長
	五十嵐 賢二	福井県漁業協同組合連合会 参事
	吉田 宣幸	福井県信用漁業協同組合連合会 参事
	秦 欽弥	福井県漁業共済組合 専務理事
	中島 昭二	(社)福井県漁業指導協会 専務理事
	郡寄 隆次	福井県県民生活部環境保全課長
	竹濱 秀一	福井県農林水産部水産課長
	今 俊	福井県水産試験場長
井	山口 達郎	福井県商工会議所連合会 専務理事
	山田与志夫	セーレン(株)技術開発部 副本部長
	大下 隆	東洋紡績(株)敦賀工場工務部長

都県	氏 名	所 属 ・ 役 職 名
兵 庫	青 正 輔	兵庫県漁業協同組合連合会 専務理事
	天 野 栄 藏	兵庫県信用漁業協同組合連合会 専務理事
	岸 峯 夫	兵庫県漁業共済組合 専務理事
	廣 末 哲 郎	(財)兵庫県水産公害対策基金 専務理事
	高 橋 伊 勢 雄	兵庫県農林水産部水産課長
	吉 澤 裕	兵庫県保健環境部環境局水質課長
	森 茂	兵庫県水産試験場長
	樋 谷 力 生	姫路商工会議所 専務理事
	河 地 紀 英	(株)神戸製鋼所 環境防災部副部長
岡 山	佐 々 木 茂	出光興産(株)兵庫製油所 副所長
	西 川 太	岡山県漁業協同組合連合会 専務理事
	坪 本 正 一	岡山県漁業共済組合 組合長
	勝 山 明	岡山県漁業信用基金協会 専務理事
	岸 本 亘 朗	(財)岡山県漁業操業安全協会 監事
	大 塚 光 一 郎	岡山県農林部水産課長
	杉 山 瑛 之	岡山県水産試験場長
	山 田 成 一	岡山県環境保健部水質保全課長
	信 江 茂	岡山県商工会議所連合会 専務理事
広 島	森 藤 潔	三菱石油(株) 水島製油所 副所長
	吉 野 成 雄	耐火物協会中国四国支部長
	神 田 正 清	広島県漁業協同組合連合会 会長理事
	吉 岡 好 夫	広島県漁業協同組合連合会 副会長理事
	大 井 清 藏	広島県信用漁業協同組合連合会 会長理事
	佐 久 間 森 三	広島県漁業共済組合 組合長
	三 好 義 照	広島県農政部水産漁港課長
	木 原 敏 博	広島環境保健部環境保全課長
	保 田 昌 広	広島県水産試験場長
	堀 田 卓 己	広島県商工会議所連合会 幹事長
	小 林 茂 夫	日本钢管(株)福山製鉄所 総務部総務室長
	玉 木 一 二	広島県石油商業組合 理事長

都県	氏 名	所 属 ・ 役 職 名
山口	浜 村 博	山口県漁業協同組合連合会 専務理事
	富 山 昭	(社)山口県栽培漁業公社 常務理事
	綿 加 直 幸	山口県信用漁業協同組合連合会 専務理事
	柳 田 高 治	山口県漁業共済組合 専務理事
	林 篤	山口県水産部 次長
	中 岡 崇	山口県環境保健部 環境保全課長
	河 村 春 男	山口県内海水産試験場 場長
	高 嶋 寿 男	岩国商工会議所 専務理事
	幸 村 基 予 士	出光興産(株)徳山製油所副所長
	松 本 雄 吉	宇部興産(株)涉外室長
島根	中 島 俊 夫	島根県漁業協同組合連合会 会長理事
	道 前 義 勇	島根県信用漁業協同組合連合会 会長理事
	家 中 高 吉	島根県漁業共済組合 組合長
	渡 邊 健 造	島根県沿岸漁場整理開発協会 理事
	山 本 貞 夫	島根県農林水産部漁政課長
	三 上 健 彦	島根県水産試験場長
	和 田 卓 也	島根県総務部消防防災課長
	当 木 哲 夫	島根県商工会議所連合会 幹事長
	土 田 好 治	島根県商工会議所連合会 会長
	持 田 治 雄	島根県石油商業組合 理事長
香川	長 町 鎌 二 郎	香川県漁業協同組合連合会 専務理事
	藤 原 恵 三 郎	香川県海苔養殖研究会 会長
	多 田 政 信	香川県漁業共済組合 専務理事
	平 岡 雅 朗	香川県操業安全協会 事務局長
	高 橋 一 昭	香川県経済労働部水産課長
	大 林 萬 輔	香川県水産試験場長
	納 田 徹 也	香川県環境保健部公害課長
	広 瀬 実	香川県商工会議所連合会 専務理事
	前 川 雅 一	四国電力(株)香川支店 支店長
	河 西 収	香川県石油商業組合 相談役

都県	氏 名	所 属 ・ 役 職 名
愛媛	浅野 次郎	愛媛県漁業協同組合連合会 専務理事
	大元 勝美	愛媛県信用漁業協同組合連合会 専務理事
	中谷 好勝	愛媛県漁業共済組合 専務理事
	堀本 次男	愛媛県漁業信用基金協会 専務理事
	前田 健二	愛媛県水産局水産課長
	菊地 弘	愛媛県水産試験場長
	樋野 輝雄	愛媛県環境保健部環境保全課長
	長谷部 稔	愛媛県商工会議所連合会 事務局長
	石原 寿	四国電力(株)愛媛支店 支店長
	大塚 卓雄	コスモ松山石油(株)総務部長
高知	中野 廣中	高知県漁業協同組合連合会 専務理事
	久保 光男	高知県漁業共済組合 専務理事
	岡田 誠一	高知県漁業信用基金協会 専務理事
	浜窪 大蔵	高知県信用漁業協同組合連合会 専務理事
	生田 敬昌	高知県水産局漁業振興課長
	窪田 敏文	高知県水産試験場長
	河野 隆一	高知県保健環境部環境対策課長
	下元 敏晴	高知弁護士会 弁護士
	田上 正雄	高知県商工会議所連合会 専務理事
	渋谷 唯猪	高知県石油業協同組合 専務理事
福岡	白木 秋好	福岡県漁業協同組合連合会 専務理事
	小宮 光峰	福岡県信用漁業協同組合連合会 専務理事
	田中 好廣	福岡県漁船保険組合 専務理事
	黒田 孝夫	福岡県漁業共済組合 専務理事
	今木 敦	福岡県衛生部環境整備局環境保全課長
	角 健造	福岡県水産林務部水産振興課長
	林 功	福岡県豊前水産試験場長
	安土 精俊	福岡県商工会議所連合会 事務局長
	若杉 健太郎	(株)新出光 代表取締役名誉会長
	木道 義雄	九州電力(株)立地環境部長

都県	氏 名	所 属 ・ 役 職 名
大分	安藤 治人	大分県漁業協同組合連合会 会長理事
	嶋原 勝	大分県信用漁業協同組合連合会 会長理事
	呉藤 一郎	大分県漁業共済組合 組合長
	岡本 義久	大分県漁船保険組合 組合長
	古巻 仁	大分県林業水産部漁政課長
	田北 英雄	大分県環境保健部公害規制課長
	益田 信之	大分県水産試験場長
	小原 正剛	大分県商工会議所連合会 専務理事
	平田 英之	昭和電工(株)大分事業所 所長
	梅本 健二	九州石油(株)大分製油所 総務部長
長崎	亀山 太助	長崎県漁業協同組合連合会 専務理事
	田中美代治	長崎県信用漁業協同組合連合会 漁協信用事業強化推進本部長
	坂江松一郎	長崎県漁業信用基金協会 参事
	甲斐原 英雄	長崎県漁業共済組合 参事
	鈴村 季雄	長崎県水産部次長、漁政課長
	緒方 時雄	長崎県環境保全課長
	依田 勝雄	長崎県水産試験場長
	高比良 登	長崎県商工会議所連合会 事務局長
	永田 穎志	長崎県経営者協会 常務理事
	藤岡 邦雄	長崎県石油協同組合 理事長
鹿児島	中村 幸雄	鹿児島県漁業協同組合連合会 専務理事
	福留 正志	鹿児島県信用漁業協同組合 専務理事
	阿久根邦夫	鹿児島県漁業共済組合 常務理事
	平田 八郎	鹿児島大学水産学部 学部長
	日原 克彦	鹿児島県林務水産部水産振興課長
	小野寺 浩	鹿児島県保健環境部公害規制課長
	茂利 敦雄	鹿児島県水産試験場長
	徳持 義廣	鹿児島県公害防止協会 事務局長
	上田 憲幸	九州電力(株)鹿児島支店 支店長
	田中 稔	鹿児島商工会議所 専務理事

都県	氏 名	所 属 ・ 役 職 名
沖 縄	照屋正吉	沖縄県漁業協同組合連合会 会長理事
	嵩原俊太郎	沖縄県信用漁業協同組合連合会 専務理事
	照喜名朝進	沖縄県漁業共済組合 組合長
	伊野波盛仁	沖縄県漁業信用基金協会 事務局長
	崎山憲一	沖縄県農林水産部参事兼漁政課長
	津嘉山健次	沖縄県環境保健部公害対策課長
	伊佐次郎	沖縄県水産試験場長
	金城慎徳	沖縄県商工会議所連合会 常任理事
	久場川森男	沖縄電力(株)研究開発部長
	稻嶺康久	沖縄石油精製(株)安全環境部長

(官庁等人事異動)

官 公 庁 人 事 移 動

所 属	年 月 日	職 名	新 任 者	前 任 者
通商産業省	H 2. 7. 1	環 境 政 策 課 長	若 杉 隆 平	石 海 行 雄

なお、7月1日付けで機構改革が行なわれ、公害防止課は環境政策課に名称変更された。

所 属	年 月 日	職 名	新 任 者	前 任 者
運 輸 省	H 2. 7. 25	海洋・海事課係長	長 町 哲 次	小 原 得 司

(編集後記)

1. 原因者不明の漁場油濁被害対策ガイドにつきましては、43号より掲載を始め、本号をもって完結といたします。
 2. 本号グラビア企画は第二回目ですが、如何なものでしょうか？
 3. 本年度のり養殖も最盛期を迎え、油濁事故の突発に気持ちが張りつめてまいりました。
- 各浜におかれても、監視体制、初動体制のチェックをお願いします。
- 全国の本誌読者の皆様の中に、これはと云う写真をお持ちの方は、是非事



平成2年9月、沖縄県具志頭村地区の海岸に
打ち上げられたタール状の油

(人物紹介)



島根県漁業協同組合連合会

指導部漁政課

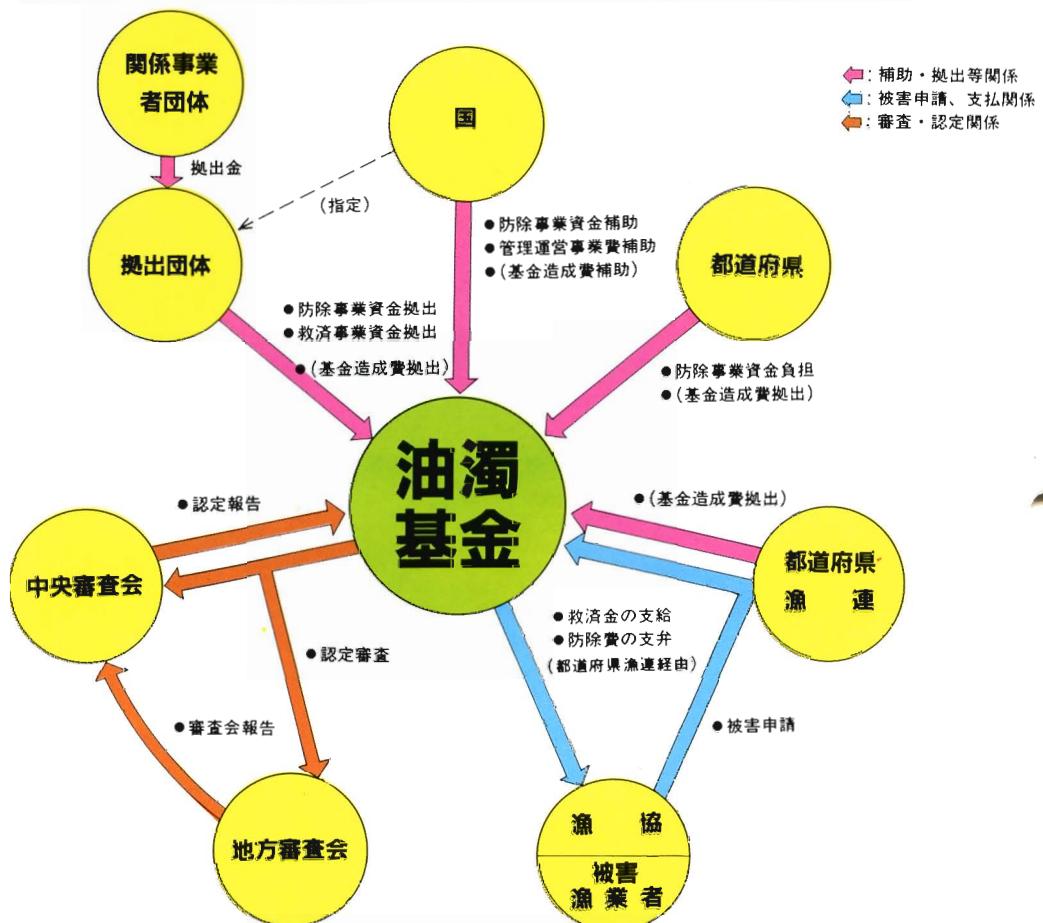
小谷考二

ここ数年来、新年の初仕事は油濁である。まだおとその抜けきらないボーネとした頭で出勤すると、決まって電話かファクスがカタカタ…と油濁発生の連絡が入ります。北西の季節風が吹いて大時化明けは要注意。とは言っても“落石注意の看板”と同じで効果のある防止策はないようです。

その中で一番の想い出は、昭和61年の油濁被害です。当時私は指導部に転勤したばかりで、油濁被害救済制度について全然知らない上、その年岩ノリが空前の豊作であったこと、またその岩ノリがほとんど漁協の共販体制にのっていなかったことなど、漁業被害の算定が非常にむずかしく苦労したのを憶えています。

油濁基金の皆様方には、いろいろとお世話になり、心からお礼申し上げますと共に、今後ともよろしくお願い致します。また全国の油濁事務の方々、大変ですが、お互いがんばりましょう。

漁場油濁被害救済制度のしくみ



提出団体

農林水産省関係 (社) 大日本水産会

運輸省関係 (社) 日本船主協会

通商産業省関係 石油連盟

日本内航海運組合総連合会

電気事業連合会

(社) 日本旅客船協会

(社) 日本鉄鋼連盟

(財) 日本船舶振興会

(社) 経済団体連合会

発行月 1990年12月

発行所 財團法人 漁場油濁被害救済基金

住 所 〒101 東京都千代田区内神田2-2-1
鎌倉河岸ビル6階

電 話 03-3254-7033

ファックス 03-3254-3978 Ⓛ